

様式第2（第5条関係）

## 会議録

1 附属機関の名称

犬山市部活動地域移行検討委員会

2 開催日時

令和7年12月26日（金） 午前10時から午前11時30分まで

3 開催場所

市役所2階 202会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 大勝 志津穂、水野 晴雅、後藤 栄吉、高木 順二、梅田 理奈子、  
梅田 佳和
- (2) 事務局 中村教育部長  
①学校教育課 西村課長、鈴木主幹、安藤課長補佐、森指導主事  
②文化推進課 星野課長補佐  
③スポーツ交流課 坂野課長、後藤課長補佐、岩田部活動地域移行コーディネーター

5 経過報告及び現状報告

- ・経過報告（別紙1）
- ・現状報告（別紙2・別紙3）

6 協議事項

- (1) 令和8年7月 地域クラブの中小体大会参加について（別紙4）  
(2) 犬山市地域クラブ認定制度について（別紙5）  
(3) 令和8年9月～ 地域クラブ展開に向けて  
(4) その他

7 傍聴人の数

0人

8 内容

(1) 経過報告及び現状報告

①経過報告

事務局より別紙1に基づいて説明。

【質疑応答】

なし

②現状報告

事務局より別紙2に基づいて説明。

【質疑応答】

なし

(2) 協議事項

①令和8年7月 地域クラブの中小体大会参加について(別紙4)

事務局より別紙4に基づいて説明。

【質疑応答】

水野委員：

尾北支所への大会参加について、現状はまだ確約が取れていないという認識でいいでしょうか。参加できない場合、地域クラブに参加している3年生は愛知県中小学校体育連盟(以下「中小体」とする。)主催の試合に参加できないのでしょうか。

事務局：

現状未確定ですが、9月に中小体と協議しており、犬山市で地域クラブの要綱を制定して地域クラブの認定を行えば参加できると考えています。

補足ですが、要綱案は犬山市内の中学校に在籍する生徒であることを要件として作成しておりますので、犬山市外の生徒がクラブに在籍すると認定できない想定です。

実際、地域クラブとして活動している軟式野球のチームには市外からの参加者もいますが、正式メンバーとして所属した場合、現在の要綱案では認定ができない、というよりも中小体の大会に参加できません。そもそも認定制度は子どもたちを中小体の大会に参加させてあげるための方策です。事務局では中学生やその保護者、指導者から大会参加について強い思いを持っていると聞いています。尾北支所の大会に参加できるようなスキームを考えていくために、ガイドラインを遵守し、参加生徒が犬山市内在住であることを要件とした要綱案を作成しています。

大勝会長：

そうすると、犬山市外の子どもたちが入っているクラブについては、そもそも申請できないということですね。

水野委員：

犬山市外の子どもは中小体の大会には参加できないけど、練習には参加してもいいですよという形で運営しているクラブチームは認定しないのでしょうか。自分の住んでいる地域にクラブチームがないから、中小体の大会には参加できなくても練習には参加したいという子どももいると思うので、その点は検討したほうがいいと思います。現在、既に犬山市外の子どもが所属しているクラブチームにどの程度参加してるかわかりませんが、改めて会員募集を見直す必要が出てくるのではと危惧します。

高木委員：

中小体に関わっておりますので、現状の県の動きをお話しすると、県内でも自治体によって地域展開の進行状況がまちまちなので、県としては中小体の大会は基本的に学校単位での参加を原則としています。その中で、地域クラブに参加している子どもの不利益にならないように、自治体単位での認定地域クラブを認めていこうというラインが机上に出てきました。そもそも中小体自体が既存の地域クラブの参加について拒否反応が強く、参加させたくないという雰囲気です。しかし、今後県内で地域展開が進んでいけば、市外のメンバーが増えることになるでしょうし、改めて県で協議して認めていく流れになるだろうとは思います。ちなみに、現状中小体の大会に地域クラブが参加可能な種目はハンドボールとバレーボールのみです。

中小体の会議に参加している限りでは、今の地域クラブは別に中小体の大会に参加しなくとも、クラブの大会があるので、そちらの大会に出場すればいいのではという雰囲気です。クラブチームには市外の子どもが参加しているのに、市内の子だけで中小体の大会にエントリーすることは、まだ学校単位で実施しているところからすると反発を招くと思います。

事務局：

高木委員からご説明いただいたとおり、県内では地域クラブに移行している自治体は少ないです。その中で犬山市は知らず知らずの内に先頭を走っており、その中で、指導者や保護者、子どもたちの意見を聞くと、大会のチャンスが多いほうがいいという声が多くありました。競技団体ごとの大会に参加すればよいとの意見もあるとのことでしたが、主役は子どもたちなので、子どもたちのために参加できる大会を増やしてあげたいと考えています。そう考えると、国のガイドラインを遵守し、市内の子どもで結成されたクラブを教育委員会が認定をする必要があります。

大勝会長：

中小体の大会に参加する時は一人一人生徒が登録されるのですか。

高木委員：

1人ずつです。チームに登録生徒たちが所属しているということで申請されます。

大勝会長：

そうすると、その大会の時だけ市内在住メンバーで出場することはできますよね。

高木委員：

そこが教育的な部分で平等ではないため、中小体では望ましくないとの意見があります。

大勝会長：

大学の女子サッカーでは、ある大学がなでしこリーグにも登録しています。そうすると、大学生だけのチームで大会に出場する場合もあるし、社会人と大学生でチーム編成して大会に出場する場合もあります。なので、今高木委員が言われたことを実際に行っています。男子サッカーの状況はわかりませんが、女子サッカーは競技人口が少ないこともあります。そのようなチー

ムが結構あります。本人たちもその状況に納得していますし、システムとして問題なく動いています。中学生でも本人たちが大会によって出場権利が違うことを認識した上でクラブチームに参加することは可能だと思います。

水野委員：

私もクラブチームだから問題ないと思います。カテゴリー別の大会にそれぞれ参加するのと同じ感覚で、クラブは大会要項に従ってチーム編成すれば済むことです。別にそうすることでクラブが得するわけではなく、子どもたちにプラスになることだと思うので、クラブとしては何も問題ないと思います。そうしないと、地域の子どもたちの活動場所が奪われることになりますし、既に加入している子どもを除外することになると大変だと感じます。犬山市が他の自治体に比べて先行していて、他の地域には見えていない部分が見えているので、中小体には校長会から情報提供してもらい、参加要件を緩和してもらえるように働きかけてはどうでしょうか。

高木委員：

我々は犬山市内の子どもたちの不利益にならないように考えていますが、逆に他市町からすると、犬山市の動きが我々にとっては不利益になるのではという声が聞こえています。

水野委員：

クラブとして広域から集めて強いチームをつくろうとしているのではと思われているということですね。

高木委員：

これがどんどん他市町も進んでいくと、少しずつ平準化されていくと思いますが、今はハーレーションが大きいです。

大勝会長：

中小体は撤退してる種目もありますよね。諸外国だと中学校年代までは全国大会がない種目もたくさんある中で、日本も少子化の中いつまで各競技団体で全国大会を開催していくのだろうかと思います。現在過渡期ですが、子どもたちが成果を出せる場所が限られていくのは悲しいことだと思いますので、過渡期でもできるだけ確保してあげることが大事だと感じます。

事務局：

現状、中小体の大会に出場するためには要件を満たさなければいけません。主催者がレギュレーションを作ることはあります。まず中小体の大会に参加するためには、ガイドラインや認定制度が必要だということをご理解いただいて、あとは団体、子どもやその親が選択することだという共通理解が得られれば、ここでの協議はそれで結構です。どういう制度になるかは次の段階だと考えています。

水野委員：

クラブに説明する機会を設けていかなければいけませんよね。そうでないと、クラブの募集要項が変わってくる可能性があります。

事務局：

事務局として国や県の動向を見ながらクラブへも情報共有を行っていきます。

②犬山市地域クラブ認定制度について（別紙5）

事務局より別紙5に基づいて説明。

【質疑応答】

大勝会長：

認定期間は令和8年度から令和10年度の3年間ということでしょうか。

事務局：

参考資料の別冊②P. 6に記載がありますが、改革実行期間の前期が令和10年度までとなっており、令和10年度が一つの区切りだと考えています。なお、中小体の大会が令和11年に愛知県で予定をされているので、そこまでは中小体の大会が継続されていきます。ただ、この3年間の間に地域クラブ活動が展開をしていくと、中学生までの部活動ではなく、生涯学習としてクラブに参加する流れができてくると思いますので、大会参加への認識も変わっていくのではないかと考えています。

要綱の附則にもありますが、犬山市としては、地域移行が令和10年度までで完了すると考えているため、要綱も令和10年度をもって効力を失うとしています。

大勝会長：

令和10年度には要綱が不要になっているということですか。

事務局：

令和10年度に見直す必要があるかもしれません、現時点の方針としては3年間で地域移行を完了させると考えています。

大勝会長：

最初の質問の意図として、要綱案の様式第4に「犬山市認定地域クラブ認定通知書」がありますが、認定の有効期間が令和11年3月31日までと記載されています。途中で認定が取り消される可能性もありますが、3年間認定すると、クラブが適切に活動しているのかを誰が評価するのかわからなくなってしまう恐れがあると思います。第7条に毎年度事業報告と会計の決算報告をするように記載がありますが、年度単位で認定して、その都度誓約書を確認してもらう必要があるのではないでしょうか。特にハラスメントや活動時間のことは重要だと思います。認定されると、財政的な支援が受けられたり、学校施設が優先的に利用できたりするということなので、認定にあたりチェック機能が働くようになればいいと思います。また、クラブが提出する書類は実際に活動している方が書きやすいようであれば問題ないと思います。様式

3の年間スケジュールに「1週間の活動時間」とありますが、これはどういう意味でしょうか。

事務局：

申し訳ありません、「1年間の活動時間」の誤りです。様式等については、今後皆様のご意見をお聞きしながら、変更について柔軟に対応していきたいと思います。

水野委員：

ガイドラインに沿って運営していることを市が認めているからこそ、公的な場所を使って活動できるし、補助が受けられると思うので、認定にあたっての要件はとても大事なことだと思います。

様式について要望ですが、要綱第2条第7項に「次の事項が記載された規約等を作成し、及び公表していること。」とありますが、各団体で規約を作成するのがとても難しいので、ひな形を作成してあげてほしいと思います。

事務局：

規約のひな形は作成済みです。

水野委員：

わかりました。

梅田佳和委員：

認定制度は、認定することよりも、認定した後のことがすごく大事だと思います。例えば他市の事例で聞いたことがあるのが、指導者の人手不足で、指導者として登録していない人を助つ人で呼ぶことがあり、そうすると質が落ちる。そうすると誓約書に記載のあるような暴言があったり、子どもとの関係性が悪くなったりすることが起きているということでした。そのため、認定した後のチェック機能を充実させていただきたいと思います。様式第2に「学校や犬山市教育委員会との連携が適切に行われていること。」とありますが、どういった連携を想定されているのでしょうか。子どもたちの安全を守るために、クラブの活動についてチェックする必要があると思います。

③令和8年9月～ 地域クラブ展開に向けて

事務局より別紙3に基づいて説明。

【質疑応答】

高木委員：現在の1年生は中小体の大会に出場できると思って活動しているので、来年度地域クラブへの移行が難しい種目は、引き続き大会への出場を担保してあげてほしいと思います。

大勝会長：

吹奏楽については何かご意見ありますか。

梅田理奈子委員：

吹奏楽に関して言うと、一番お金の問題が大きいです。楽器を子どもたちが抱えて行けばいいわけではなく、運搬費など高額な費用が必要なため、それを受益者負担にするのは難しいと思います。あと、吹奏楽は音楽科の教員であれば誰でも指導ができるかというと、そうではなく、経験者でないと難しいので、プロとして活動している方を講師に招くこともあります。そうすると、運動部に比べて費用面の問題が大きいと思います。

#### ④その他

事務局：

参考資料にも記載されていますが、「地域移行」という言葉を「地域展開」に置き換えていく流れになってきています。当委員会は「部活動地域移行検討委員会」という言葉で進めておりますが、世間的に「地域展開」という言葉で捉えられているということで、ご承知おきください。

水野委員：

スポーツ協会の各競技団体が主催している大会について、今まで各学校の顧問に参加を促していましたが、地域クラブへの移行に伴い、誰に相談すればいいのかわからなくなっています。子どもたちに地域で成果発表の場を提供することを大事にしていきたいと思っていますが、顧問を通じて声をかけられないとなると、開催することも難しくなってきます。それとは別に、スポーツ協会主催でトップアスリートを講師にスポーツスクールを開催することができます。どちらも子どもたちに参加してもらいたいと考えているので、窓口になる課や担当者を示していただけますと助かります。

大勝会長：

スポーツ協会と市の連携については、うまく情報共有しながら連携していただければと思います。

#### (5) 次回の予定

2月20日（金）に第4回の開催を予定。

令和8年 月 日

上記に相違ないことを確認する。

(署名) \_\_\_\_\_

(署名) \_\_\_\_\_